

シルバー派遣事業に係る情報提供について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）第23条第5項の定めにより、下記の通り情報を公開いたします。

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 264 人 (令和6年6月1日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 49 件 (令和5年度事業報告書より)
3. 派 遣 料 金 の 額 の 平 均 額 : 9,768 円 (令和5年度事業報告書より)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 7,456 円 (1日8時間あたり)(令和5年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 23.7%
6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結していない
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
(1)キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0898-76-3670
(2)キャリアアップに資する教育訓練

教育訓練の種類	種 別	対 象	方 法	実施者	費用負担	賃金支給
その他の教育訓練	派遣中	指定する派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

(OFF-JT とは職場から離れた場所で研修を行う人材育成方法です)

8. 福利厚生に関する事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 愛媛県シルバー人材センター連合会 西条実施事務所
〒799-1101 愛媛県西条市小松町新屋敷甲 496 番地
電話：0898-76-3670